

令和3年度

第2回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和3年11月16日(火)
武蔵村山市青少年問題協議会

報告事項(1) 令和3年度「子供・若者育成支援推進強調月間」に伴う実施事業について

このことについて、下記のとおり報告します。(資料1参照)

記

市報等による月間の趣旨のPRを実施

- (1) 11月1日号の市報及び市のホームページに「子供・若者育成支援推進強調月間」の記事を掲載し、月間のPRに努める。
- (2) 強調月間の期間（令和3年11月1日から令和3年11月30日まで）中、市民会館の外壁に「ふれあいと対話が育てる子の未来」という懸垂幕を掲出し、月間のPRに努める。
- (3) 「子供・若者育成支援推進強調月間」の趣旨のチラシと啓発物品等を公共施設へ備え付け、来庁者等へ配布して月間のPRに努める。

報告事項(2) 令和3年度武蔵村山市青少年健全育成協力者に対する感謝状の贈呈について

このことについて、令和3年度青少年健全育成協力者感謝状贈呈式を下記のとおり挙行了したので報告します。(資料2参照)

記

1 日 時 令和3年11月16日(火) 午前10時

2 場 所 市公室(市役所3階)

3 受賞者(敬称略)

氏名	選出区分	経歴
もりた ひろし 森田 裕	武蔵村山市 青少年対策 第七地区委員会	副委員長 昭和61年6月から平成3年5月まで 委員長 平成3年6月から令和3年5月まで <u>合計 35年間</u>

※ 武蔵村山市青少年健全育成協力者感謝状贈呈要綱第3条の贈呈基準該当者に対する感謝状の贈呈

議題(1) 武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領（案）について

本協議会の会議につきましては、**資料3** 武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第11条第1項の規定に基づき公開することとされ、公開に関する手続きは、同指針第11条第2項の規定により市長が別に定めるものとされております。この規定により、**資料4** 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針が制定されております。この指針の第8条第1項の規定により、会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとされており、この規定に基づき本協議会の会議を公開しているところですが、令和2年4月1日付の本市の組織改正等に伴い本協議会の事務局が子ども青少年課へ移管されたことにより、改めて武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領を制定する必要が生じました。

そこで、**資料5** 武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領（案）を示しますので、御協議ください。

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

ほっとできる「居場所」がどこにもない—
 そんな子供・若者が増えています。
 未来を担う子供・若者たちのために、何ができるか
 考え、行動に移してみませんか？

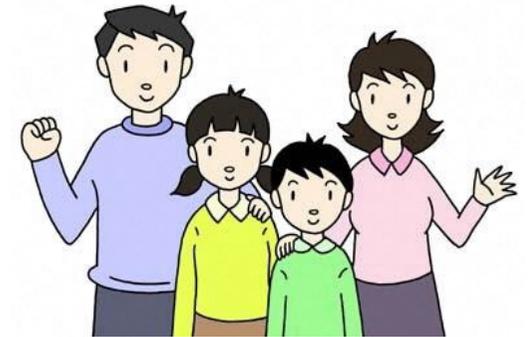
「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合



内閣府
 Cabinet Office, Government of Japan

近年、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、それらの情報へ子どもが接触する危険性が懸念されています。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、社会生活を円滑に営むことができるようになるため、11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定め、特に、家庭や学校、地域、社会が育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとするものです。



武蔵村山市青少年問題協議会・武蔵村山市青少年補導連絡会
 事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課
 電話 042-565-1111 (内線 185、186)

毎月第1日曜日は、武蔵村山市の「家庭の日」です ～たとえばこんな「家庭の日」のすごしかた～

家庭の日について

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころでもあります。また、子どもたちにとっては、いろいろなルールを覚える最初の場所であり、人格が形成されていく場でもあります。家庭がそのような働きをよりよく発揮するためには、家族みんなの心がふれあう明るい家庭づくりをすすめることが大切です。しかしながら、最近では、お父さん、お母さん、お子さんとそれぞれに忙しく、食事と一緒にできないという家庭も少なくありません。毎日をともに過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさは身近にあるため、当たり前と考え、かえってその価値を見失いがちです。武蔵村山市では、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて、あらためて考える機会となることを願い、毎月第1日曜日を「家庭の日」と定めています。



① 家族全員が一緒に過ごし、いろいろなことを話し合しましょう。

何でも話せる信頼関係をつくることは、子どもの発する注意信号を見逃さないために重要なことです。

家族みんなでだんらんの時間をもったり、家族みんなで食事をしたり、ゆっくりと話をする機会をもちましょう。

② 家族そろって楽しめる行事を行いましょう。

ハイキングやスポーツなどのレクリエーションを行い、芸術を鑑賞することで、素晴らしい自然や作品に感動する豊かな心が育ちます。

また、子どもにとって、いろいろな年齢の人とつきあうことは、大切な経験となり社会性が育ちます。地域での行事や市の行事に親子で積極的に参加し、地域の人々と交流を深めましょう。

③ 家事などを家族みんなで分担しましょう。また自分のことは自分でしてきましょう。

家事を分担して行うことや、自分のことを自分ですることで、家族みんながともに助け合いながら生活しているという意識や責任感、お互いを思いやる心が育ちます。普段、お父さん、お母さんが行っている家事を子どもに手伝ってもらったり、たまには、肩たたきをしてもらったりしてみてもいいでしょうか。

④ 手紙や日記を書きましょう。

遠くに住んでいる親戚などに、たまには手紙を書いたり電話をかけたりしましょう。また、日記を書くことで自分や家族のあり方を見つめ直すことができます。

武蔵村山市青少年健全育成協力者
感 謝 状 贈 呈 要 綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、特に功労のあった者に対して青少年問題協議会会長（以下「会長」という。）が感謝状を贈呈し、その功労をたたえるとともに青少年健全育成の一層の理解と推進を図ることを目的とする。

(贈 呈 方 法)

第 2 条 感謝状（甲）、（乙）、（第 1 号様式）を授与する。

(贈 呈 基 準)

第 3 条 感謝状は、市の青少年健全育成に関する施策の推進に協力し、青少年を健全に育成する活動が顕著であり、次の各号の一に該当する青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。）及び青少年補導連絡会（以下「補連」という。）の委員が退任した後に贈呈する。

- (1) 青少対の正副委員長及び補連の正副会長で在職期間が継続して 2 年以上であること。
- (2) 青少対及び補連の委員で在職期間が継続して 3 年以上であること。

(期 間 の 計 算)

第 4 条 期間の計算は、毎年 6 月 1 日現在とする。

(贈 呈 時 期)

第 5 条 感謝状の贈呈時期は、毎年会長が定める日とする。

(推 薦 者)

第 6 条 推薦者は、青少対の委員長及び補連の会長とする。

(推 薦 手 続)

第 7 条 推薦者は、別に定める日までに推薦書（第 2 号様式）を作成し、青少年対策地区連絡会（以下「連絡会」という。）又は青少年補導連絡会理事会（以下「理事会」という。）に提出する。

(選 考 方 法)

第 8 条 連絡会及び理事会において審査を受けた推薦書に基づき、本要綱により選考のうえ会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年10月11日市長決裁

武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、武蔵村山市（以下「市」という。）における附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その合理化及び活性化を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、もって市政運営の透明性及び公正性を高めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (2) 附属機関等 法令又は条例の規定により置く附属機関及び市長等が訓令等により置く協議会、懇談会その他の会議（市職員で構成するものを除く。）をいう。

(適用除外)

第3条 法令の定めるところにより市長等に設置の義務がある附属機関又は法令に附属機関の所掌事務、附属機関を組織する者の範囲、定数若しくは任期若しくは附属機関の会議の運営に関する定めがあるものについては、当該法令で定める範囲内において、この指針の規定は、適用しない。

(設置)

第4条 附属機関等は、市政への市民参画を推進し、市政における公正性を確保し、又は市政に専門的知識を導入する必要がある場合であって、かつ、おおむね次に該当するときに設置するものとする。

- (1) 客観的又は専門的な見地から市民、団体、有識者等の意見を聴く必要があり、かつ、個別に意見を聴取するだけでは十分でないとき。
- (2) 附属機関等の所掌事務としようとする事項が現に設置している附属機関等の所掌事務と類似し、又は重複するものでなく、かつ、現に設置している附属機関等の所掌事務とすることが適当でないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。

2 市長等は、附属機関等を設置しようとするときは、その所掌事務の範囲をできるだけ広くするよう努めるものとする。この場合において、当該附属機関等が調停、審査、審議又は調査等を行う機関であるときは、条例でこれを設置しなければならない。

3 市長等は、必要があると認めるときは、附属機関等に、分科会、部会等を設置することができる。

4 新たに附属機関等を設置する場合において当該附属機関等の所掌事務が時限的又は臨時的なものであるときは、市長等は、廃止の時期を定めて設置するものとする。

(統廃合)

第5条 現に設置している附属機関等については、常にその存続の必要性を検証するとともに、所掌事務の見直し等を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる附属機関等は、廃止又は他の附属機関等との統合を検討するものとする。

- (1) 既に設置の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化により、設置の必要性が低下したもの
- (3) 会議の開催回数が著しく少なく、かつ、将来の開催見込が少ないと想定されるもの
- (4) 会議の内容が形式的なもの
- (5) 設置の目的又は所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、引き続き存続する必要性が低いもの

(委員)

第6条 附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「附属機関等の委員」という。）の定数は、10人以内とする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、市長等が必要と認める数を限度としてこれを増加することができる。

2 市長等は、市議会議員及び市職員（特別職の職員を除く。）を附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第4条第3項の規定により設置する分科会、部会等は、当該分科会、部会等を設置する附属機関等の委員の全部又は一部をもって組織するものとする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、当該附属機関等の委員に加え、分科会、部会等を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命することができる。

4 前項ただし書の場合における第1項の規定の適用については、当該分科会、部会等をそれぞれ一の附属機関等とみなし、同項本文の規定を適用する。

(公募委員)

第7条 市長等は、附属機関等の委員に公募委員（市長等が行う附属機関等の委員の公募に応募して当該附属機関等の委員に任命され、又は委嘱された者をいう。以下同じ。）を含めるよう努めるものとする。

2 公募委員の募集、選考等に関する手続は、市長が別に定める。

(女性委員)

第8条 市長等は、附属機関等の委員に女性を含めるよう努めるものとする。

(兼務の回避)

第9条 市長等は、同一人を複数の附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

(在任期間)

第10条 附属機関等の委員の在任期間は、6年を限度とする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱う

とき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録(以下「会議録」という。)の全文又は概要及び会議資料(審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。)を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会議運営の効率化)

第14条 会議を効率的かつ効果的に運営するため、市長等は、会議の開催日のおおむね1週間前までに、会議資料を附属機関等の委員に配布するよう努めるものとする。

2 会議は、特別な事情がある場合を除き、1回につき2時間以内とする。

3 市長等は、会議の開催に代えて文書で報告する等の措置を講じ、会議の開催回数が必要最小限となるよう努めるものとする。

附 則(平成20年4月9日市長決裁)

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

平成 19 年 6 月 11 日市長決裁

武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(趣旨)

第 1 条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成 18 年 10 月 11 日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第 11 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第 3 条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第 4 条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第 11 条第 1 項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前 2 項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第 5 条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の 10 分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第 1 号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和 55 年武蔵村山市議会規則第 2 号。以下「市議会傍聴規則」という。）第 6 条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第 2 項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

（傍聴者の遵守事項等）

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

（会議公開運営要領の制定）

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

（会議開催情報の公表の方法）

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

（会議録の作成）

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

（会議録の承認）

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

（会議録等の公表）

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

(1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

（審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止）

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）

(2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）

(3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

（経過措置）

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 省略

○武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 会長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、子ども青少年課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、子ども青少年課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

○武蔵村山市青少年問題協議会条例

昭和 35 年 7 月 12 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、武蔵村山市に市長の附属機関として、武蔵村山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 15 人で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 1 人

(2) 学識経験者 7 人

(3) 関係行政機関の職員 6 人

(4) 教育長

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日条例第 8 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 41 年 11 月 2 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市青少年問題協議会条例(昭和 35 年村山町条例第 9 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項第 2 号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 武蔵村山市青少年対策地区連絡会の代表
- (2) 武蔵村山市の民生委員の代表
- (3) 武蔵村山市内の文化団体又は体育団体の代表
- (4) 武蔵村山市青少年補導連絡会の代表
- (5) 武蔵村山市公立学校 P T A 連合会の代表
- (6) 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区の代表
- (7) 東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官

第 3 条 条例第 2 条第 3 項第 3 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 警視庁東大和警察署の職員
- (2) 東京都小平児童相談所の職員
- (3) 警視庁生活安全部少年育成課立川少年センターの職員
- (4) 武蔵村山市立の小・中学校及び武蔵村山市内の高等学校の代表者

(会議)

第 4 条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(議題)

第 5 条 委員は、協議会に積極的に議題を提出しなければならない。

2 委員は、協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を協議会の開催日前 7 日までに事務局に送付するものとする。ただし、緊急を要する事件については、この限りでない。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課に置く。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市青少年問題協議会委員名簿（敬称略）

（令和3年7月1日 現在）

役職等	氏名	選出区分
会長	やまざき やすひろ 山 崎 泰 大	市長
副会長	いけや こうじ 池 谷 光 二	教育長
委員	つちだ まさいち 土 田 雅 一	市議会議員
委員	おおかど ひろし 大 門 浩	学識経験者（青少年対策地区連絡会代表・青少年対策地区連絡会会長）
委員	おおたに えみこ 大 谷 恵美子	学識経験者（民生・児童委員代表・民生委員・児童委員協議会会長）
委員	みやした きよずみ 宮 下 清 住	学識経験者（体育団体代表・体育協会会長）
委員	うちの もとかず 内 野 元 一	学識経験者（青少年補導連絡会代表・青少年補導連絡会会長）
委員	にしやま ちなつ 西 山 千 夏	学識経験者（公立学校PTA連合会代表・市立小中一貫校村山学園PTA会長）
委員	きよの かずひろ 清 野 和 祐	学識経験者（北多摩西地区保護司会武蔵村山分区長）
委員	こいけ けいこ 小 池 恵 子	学識経験者（東京家庭裁判所立川支部主任家庭裁判所調査官）
委員	なかむら あきひろ 中 村 明 博	関係行政機関職員（警視庁東大和警察署生活安全課長）
委員	ひらみ あゆみ 平 見 歩	関係行政機関職員（小平児童相談所所長）
委員	すが まさゆき 菅 雅由樹	関係行政機関職員（警視庁立川少年センター所長）
委員	わたなべ かずき 渡 邊 和 己	関係行政機関職員（高等学校代表・都立上水高等学校校長）
委員	むらやま ひろこ 村 山 博 子	関係行政機関職員（小学校代表・市立第九小学校校長）
委員	えのきど ちよこ 榎 戸 千代子	関係行政機関職員（中学校代表・市立第五中学校校長）

※ 委員の任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日まで